

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	<p>附 則 (令 和 6 年 達 示 第 6 9 号)</p> <p>1 この規程中大学院農学研究科に係る部分は、令和6年11月1日から、エネルギー理工学研究所に係る部分は、令和7年1月1日から施行する。ただし、エネルギー理工学研究所に係る部分は同日から施行し、同日以後に雇用される者及び公募に基づいて配置換する者について適用する。</p> <p>2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に改正前の同表の規定に基づき任期を定めて雇用されているエネルギー理工学研究所の教員が施行の日に配置換となった場合の任期及び再任の可否並びに任期の末日は、なお従前の例による。</p>

別表第1

部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)					
エネルギー理工学研究所	エネルギー生成研究部門 エネルギー利用過程研究部門 <u>附属エネルギー複合機構研究センター</u>	教授	10年	可	
		准教授	8年 ただし、再任の場合にあつては7年	可 ただし、1回限り	
	全研究部門 <u>附属エネルギー複合機構研究センター</u>	講師	8年 ただし、再任の場合にあつては7年	可 ただし、1回限り	
		助教	7年 ただし、再任の場合にあつては2年	可 ただし、1回限り	
	<u>附属カーボンネガティブ・エネルギー研究センター</u>	教授	10年	可	
(略)					

別表第2 (略)

別表第3

部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)						
大学院農学研究科	大学院農学研究科	農学研究科若手重点		(略)		

別表第1

部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(同 左)					
エネルギー理工学研究所	エネルギー生成研究部門 エネルギー利用過程研究部門 <u>全附属研究施設</u>	教授	10年	可	
		准教授	8年 ただし、再任の場合にあつては7年	可 ただし、1回限り	
	全研究部門 <u>全附属研究施設</u>	講師	8年 ただし、再任の場合にあつては7年	可 ただし、1回限り	
助教		7年 ただし、再任の場合にあつては2年	可 ただし、1回限り		
(同 左)					

別表第2 (同 左)

別表第3

部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(同 左)						
大学院農学研究科	大学院農学研究科	農学研究科若手重点		(同 左)		

改正前						改正後					
		戦略プロジェクト						戦略プロジェクト			
	応用生物科学専攻	応用生物科学教育研究プロジェクト			(略)		応用生物科学専攻	応用生物科学教育研究プロジェクト			(同 左)
	森林科学専攻 地域環境科学専攻	生物生産環境学教育研究プロジェクト					森林科学専攻 地域環境科学専攻	生物生産環境学教育研究プロジェクト			
							食品生物科学専攻	食品生物科学教育研究プロジェクト	准教授 講師 助教	5年 ただし、再任の場合にあっては2年	可 ただし、1回限り
					(略)						(同 左)
別紙様式 (略)						別紙様式 (同 左)					